

はれる。

コトノエ 琴の江 珠洲郡に在つた濁湖。能登誌に、『小泊村の額引砂村・宇治村・森腰村の邊り、むかしは琴の江といふ濁なりしとて、其頃濁尻の橋迹、今引砂村に橋塚といふ是なり。』とある。

コトバノイツミ 言葉泉 一册。嘉永五年二月廿九百五十年祭に當り、上田耕の發起で集めた詩歌・附合・俳句で、田中躬之の詩歌の序、佐々木泉立の附合の序、加陽老士の俳句の序があり、版行されて居る。

コトバノツユ ことばの露 一册。金澤の俳人後川編。序は天明三卯年小寺後川、跋は維時天明丁未のとし(七年)相州三浦猿海山主釋希也。同六年三月金澤板木師平藏等梓行。刊記を刻した後に後川の子希也が家に歸つたので、その跋文等を追加して世に行うたものである。この書は後川が亡父希因三十三回忌に當つて、その遺志を襲ぎ、『山梁や梢をかける水の音』の芭蕉塚を卯辰山に樹て、後川・一杪・世涼の興行した歌仙を巻頭に置いた句集である。

コドマリ 小泊 珠洲郡正院郷に屬する部落。應永五年六月二十三日の文書に正院郷内小泊と見える。

コドマリシン 小泊新 珠洲郡正院郷に屬する部落。村名由来書に、『此村元和五年小泊領之内西ノ戸と申所に新開仕、村出来。其硯西ノ戸村と唱申候。村名替申儀相知不申候。』とある。

コトリカヒヤク 小鳥飼役 元祿十四年前田綱紀の尋問に答へた足輕の由来書に、『福田忠右衛門、寛永十八年に江戸定番足輕に被召

抱、小鳥飼役被仰付、慶安二年病死。二代忠右衛門、慶安三年江戸より小松へ引越、小松にて小鳥飼相勤。』とある。この鳥飼の者は絶えず召置かれたるなるべく、延寶六年八月改作奉行よりの達書に、『御堂形之内御鳥部屋御鳥飼之者へ可申断』ともある。

コトリヤバシ 小鳥屋橋 金澤橋梁記に、『小鳥屋橋、材木町七丁目』とある。城外惣構堀の橋であつたため、藩政中は橋番人を置いてあつた。小鳥屋町に架けてあるからの稱である。

コトリヤマチ 小鳥屋町 金澤の舊町名。淺野川掛作り(今橋場町)から材木町への入口である。此の町名は後に廢せられて、今材木町に屬してゐる。又深川にも犀川小鳥屋町があつた。

コナガノ 小長野 能美郡德橋郷に屬する部落。  
コナリモノ 小成物 元和二年六月の定書に、『在々所々小成物可相改事。』とある小成物は、小物成と同事であらう。

コニシタダアキラ 小西貞明 通稱半左衛門。享保八年父彌藤次貞通の遺知百六十石を襲ぎ、後五十石を加へ、御近習番に任じ、安永九年致仕して如休と號し、隱居料十五人扶持を受け、天明四年八月十九日七十四歳を以て歿した。

コニシジダユウ 小西治太夫 前出利家に仕へて三百石を領した。その嫡統は八代安右衛門貞知二百石を受け、文化十一年七月出奔して断絶した。

コニシシヨウゴロウ 小西庄五郎 鳳至郡輪島の人。榎漆を業とし、常に京攝地方に行

商したが、同業小西伊兵衛と協力して、家具無難講を創め、その販路を擴張した。所謂腕講といふものは是であり、爾後輪島の榎漆業者一般に是に倣うた。明治四年三月歿、享年八十六。後農商務大臣はその無難講創始の功を追賞した。庄五郎四條風の轡を能くし、老後又俳諧を嗜んで沙雄と號し、狂歌・川柳には胡椒丸呑の號を用ひた。

コニシヤマ 小西山 鳳至郡西山の内の小字。  
ゴニシグミ 五人組 元和六年四月の法令に、『村々五人組を立置、向後子供出生退轉之度々帳面記置、捨子無之様相改可申候。』享保十九年遠所郡奉行の令に、『町中五人組の内、常々心立懸敷、商賣等も不仕、無心元品之者有之候は、早速相断可申事。』天保八年十月郡奉行の令に、『諸郡村々惣百姓・小作之者作高稻縮之儀者、村役人暨五人組之者穿鑿嚴重に無之而者不相成。』などあるから、加賀藩の郡部町村に五人組の制が行はれたのである。しかし村方では實際にその機能を發動したことは餘り多くなかつたらしく、村の大小に従ひ、數個の五人組を併合した何番組といふものができ、組合頭に率ゐられ、その組合頭は肝煎を助けて上通下達之任に當つてゐた。尙能登の中幕府領であつた村々にも五人組が行はれてゐた。何れにしても五人組といふのは大數で、場合により六人であつたり、四人であつたりすることもある。又金澤では五人組の代りに十人組があつた。

コネンジ 護念寺 石川郡水島に在つて、眞宗東派に屬する。もと道場であつたが、明治十一年八月寺號公稱を許された。

コノ 小野 河北郡五ヶ庄に屬する部落。  
コノギ 此木 鹿島郡大田の内の小字。  
コノギ 此木 鳳至郡南北郷に屬する部落で、クノギと訓む。穴水來迎寺所藏貞治五年六月廿五日有海護狀に、『渡渡穴水來迎寺田之事。合資段者在所樟村。坪、平野樂入道名之内也。』とある樟村も亦之に同じい。  
コノギウチ 此木氏 長谷部系圖に、『信連二男景信、大屋庄此木之地頭。』とあり、大屋庄は鳳至郡である。此木氏は亦此木長氏ともいひ、長家庶流五家の一つで、所謂家子と稱するもの、隨一であつた。トチヨウヒサツラ長久連。  
コノノマ このの洞 珠洲郡眞脇に在る。寶永元年一覽記に、『眞脇のまへにこの洞とて小さき洞あり。』と記する。  
コノサキ 此崎 河北郡多田の内の小字。  
コノハイシ 木葉石 珠洲郡馬糞に産する化石。他國出制禁産物記に、『木葉石、馬糞村領字なし山といふ所に有之。微妙公御代切出方被命、其後村方切に留山の振に心得罷在。』とある。  
コノハタウゲ 木葉峠 江沼郡に屬する。茂徳紀開に、大土から上新保に越える山道に木葉峠といふがある。峠の入口にある岩に木葉の紋があるから名づけると記する。  
コノハナシユウ このはな集 一册。金澤の俳人十梅園黄年の編。序は嘉永初のとし跡松庵商齋、跋は幾曉庵固來。板元不明。題號は編者の所居に因んだものであらう。  
コノワタ 海風腸 生海風の腸を醃辛にしたもので、能登産を名品とした。親元日記寛